

島根県における「半農半 X」の取り組み  
と  
その実績をふまえた今後の取組方向

令和 2 年 10 月 13 日  
島根県農業経営課

# 島根県の「半農半X」の取り組み

- 農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する仕組みである「半農半X（エックス）」を、島根らしい田舎のライフスタイルとして提案・推進。
- 自営就農・雇用就農に加えて、「半農半X」も、農業の担い手の1形態として位置付け。
- 平成22年度の事業創設当初は「農業+α」という名称であったが、「半農半X」コンセプトの提唱者である塩見直紀氏の了解を得たのち、平成24年度から「半農半X」という名称にリニューアル。

## 【島根県「半農半X支援事業」の概要】

### ◆ 半農半X実践者となる主な要件

- ① 県外からUターン（住民票を移動）して概ね1年以内  
※ ふるさと島根定住財団の産業体験期間、地域おこし協力隊従事期間等は除く。
- ② 農業経営開始時の年齢が原則65歳未満
- ③ 一定規模（販売金額が50万円）以上の営農予定  
→ 各市町村が定める「半農半X定住モデル」に照らして認定

### ◆ 各市町の半農半Xモデル

県内19市町村のうち14市町村が策定

- ① 吉賀町
  - ・農業所得（有機野菜等） … 100万円
  - ・X部門所得 … 100万円 計200万円
- ② 浜田市
  - ・農業所得（露地野菜） … 100万円
  - ・X部門所得 … 80万円 計180万円
- ③ 大田市
  - ・農業所得（アスパラガス等） … 60万円
  - ・X部門所得 … 140万円 計200万円

### ◆ 実践者への助成メニュー

- ① **就農前研修経費助成事業**  
→ 就農前の研修（原則6ヶ月・600時間以上）に必要な経費等を助成  
[助成額] 12万円/月（最長1年間）
- ② **定住定着助成事業**  
→ 定住開始後の営農に必要な経費等を助成  
[助成額] 12万円/月（最長1年間）  
※ 夫婦それぞれが実践者として共同経営する場合、助成額は18万円/月
- ③ **半農半X開始支援事業（ハード事業）**  
→ 定住して営農を始める際に必要な施設整備の経費を助成  
[補助率] 3分の1以内（上限100万円）  
※ 農業経営開始後5年以上は、県内で定住して営農を行う必要

## 【半農半Xコンセプト提唱者：塩見直紀氏】



塩見直紀氏

### 【塩見氏プロフィール】

1965年京都府綾部市生まれ。現在、京都府綾部市在住。  
1995年頃から、21世紀の生き方、暮らし方として、「半農半X」コンセプトを提唱。  
1999年に綾部へUターン。2000年4月、「半農半X研究所」を設立。  
市町村から個人までの「X（エックス）＝天職」を応援する「ミッションサポート」と「コンセプトメイク」がライフワーク。



# 「半農半X」実践者の概要

- 令和2年3月末現在、74名を「半農半X実践者」として認定済。うち68名が現在も県内各地で半農半Xに取り組んでいる。家族を含めると、これまで119名が定住・定着。
- 「半農半X」パターンでは、「半農半農雇用」（自営+他農業法人等での雇用）が多い。農業を通じた地域活性化に寄与。その他、「半農半除雪」「半農半蔵人」等、特徴的な取組も見られる。
- 半農半X実践者の中には、より農業に特化し、認定新規就農者へ移行する者もいる。
- 半農半X実践者の約7割は、ふるさとしまね定住財団の産業体験事業を活用後就農。

## 【半農半X実践者（68名）の概要】

### 1. 年度別認定者数（中止者は除く）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
6名	1名	7名	9名	8名	5名	10名	9名	8名	5名

### 2. 男女別

男性	女性
52名	16名

### 3. 年代別（認定時年齢）

20代	30代	40代	50代	60代
12名	25名	19名	7名	5名

### 4. 移住形態

Uターン	Iターン
13名	55名

### 5. 半農半Xの類型（複数回答）

カテゴリー	具体的な「X」	実践者数
半農半農雇用	農業法人勤務、集落営農勤務、加工所勤務など	23名
半農半蔵人	酒造会社（杜氏）	5名
半農半除雪	スキー場勤務、高速道路除雪	8名
半農半サービス	道の駅勤務、ホームセンター勤務、コンビニエンスストア勤務、新聞配達など	28名
半農半自営業	庭師、左官、写真家	6名
半農半漁	河川漁業	1名

### 6. 営農作目（複数回答）

水稲	露地野菜	施設野菜	花き	果樹	その他
20名	43名	18名	6名	4名	13名

### 7. 移住元

北海道	関東	中部	近畿	中国	九州
2名	14名	6名	21名	17名	8名

### 【市町村別内訳】（人）

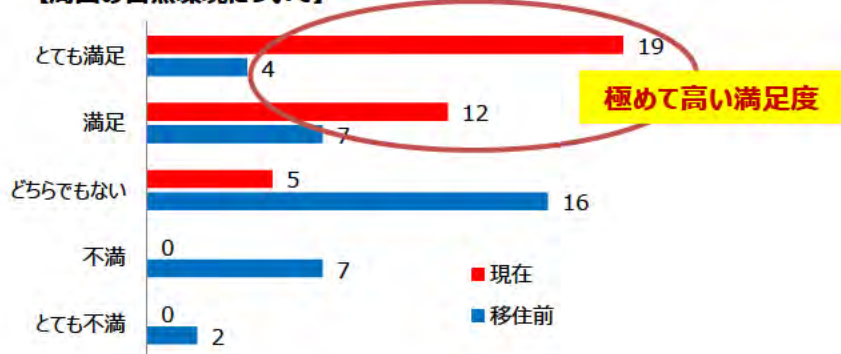
松江市	3
浜田市	13
益田市	3
大田市	3
安来市	2
江津市	4
邑南町	10
美郷町	1
川本町	1
津和野町	4
吉賀町	21
西ノ島町	1
知夫村	2
計	68

- 市独自の研修制度あり
- A級グルメ子育て日本一
- 特徴のある石見部の市町に実践者が集中
- 有機農業が盛ん

# 「半農半X」の意識調査結果①（平成27年調査）

- 周囲の自然環境について、移住前に比べて現在の満足度が極めて高くなっている。
- 住まいについて、現在の満足度は高いが、古民家志向の移住者のニーズも存在することから、引き続き移住・定住に際してきめ細かい住宅情報の提供が必要。
- 商業・娯楽施設等や医療・福祉・教育（子育て）環境については、移住前よりも満足度がやや減少。都市圏に比べこれらの環境が少ないことを移住相談段階で十分説明する必要。

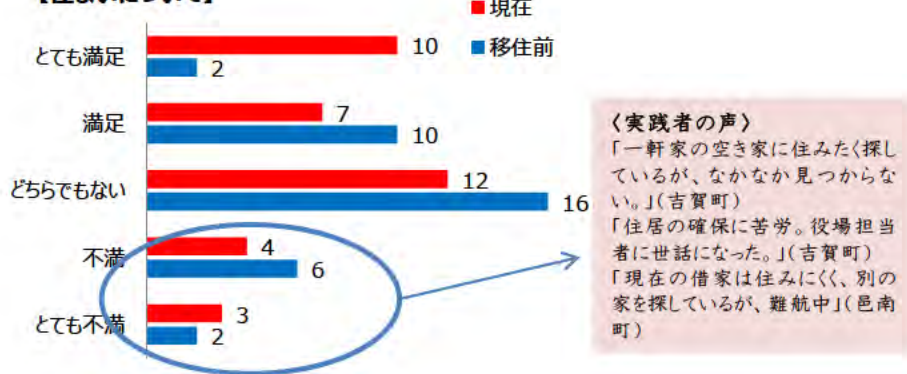
【周囲の自然環境について】



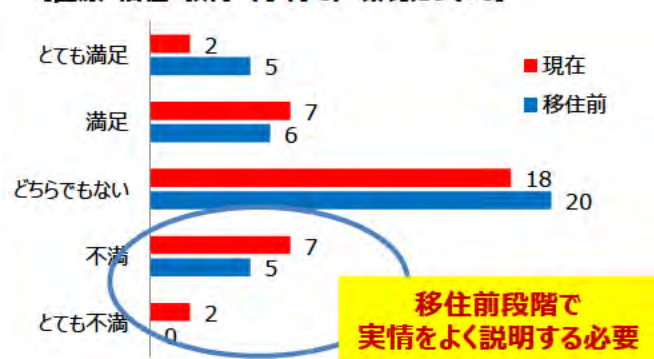
【商業・娯楽施設等について】



【住まいについて】



【医療・福祉・教育（子育て）環境について】





## 「半農半X」の意識調査結果②（平成27年調査）

- 所得額・水準は移住前よりも減少。農業部門・半X（兼業）部門ともに、現状の所得について満足度は低い。
- 将来の所得見込みについて、農業部門は増加見込みが大宗を占めている一方、半X部門ではばらつき。仕事の提案等、特に半X部門に対する継続的な支援が求められている。
- 行政による支援は現在のところ十分といえるが、将来にわたり継続的な支援が必要。

【現在の農業所得について】



農業所得は  
増加見込み傾向

【将来の農業所得について】



【現在の半X所得について】



半X所得は  
見込みにばらつき  
→各実践者により  
多様なヴィジョン

【将来の半X所得について】



【現在の行政等の支援について】



【将来の行政等の支援について】



継続的な支援が必要

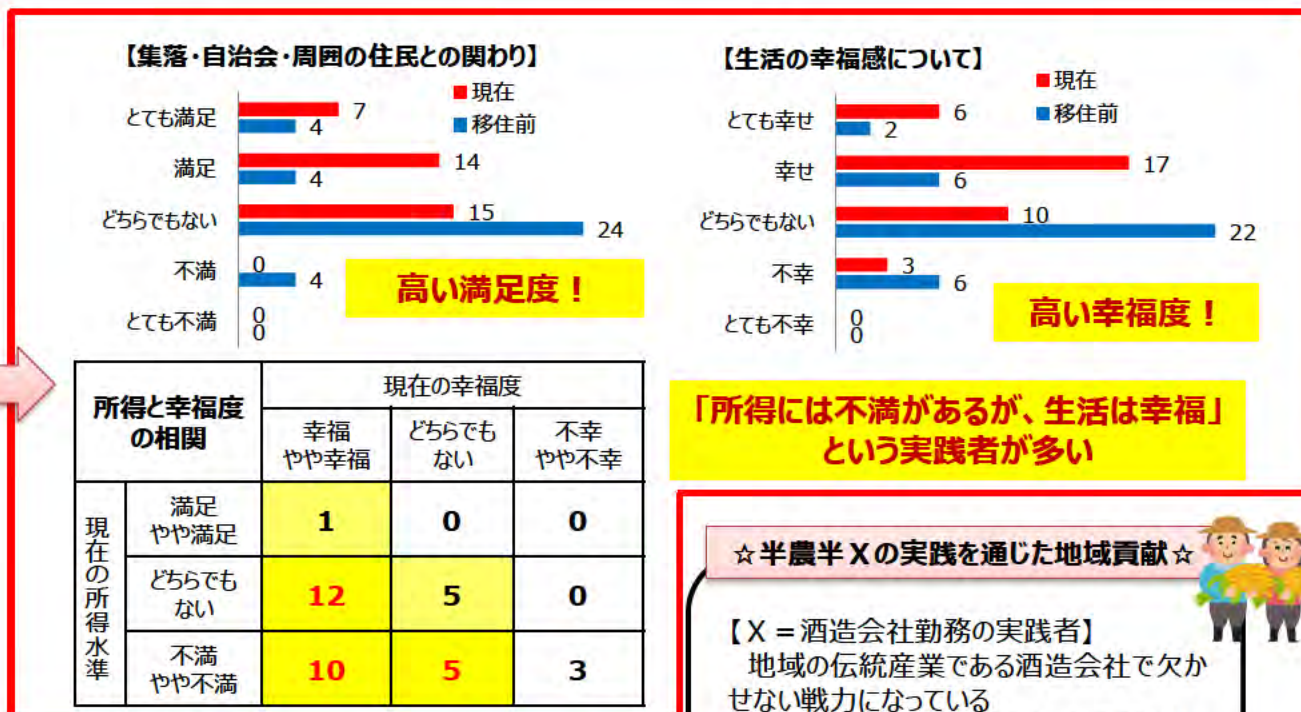
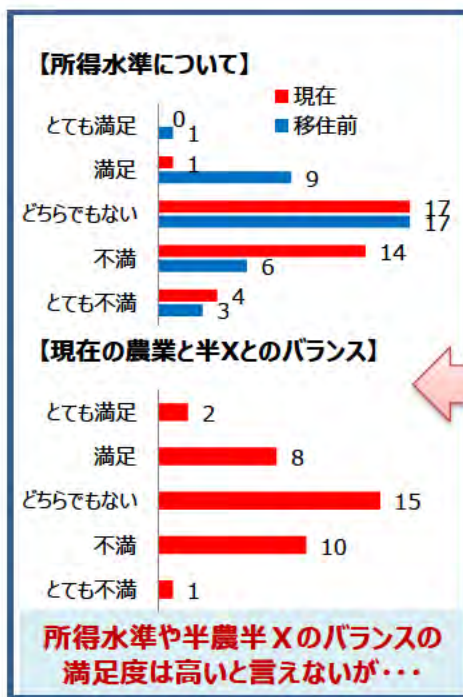
〈実践者の声〉

「初めて農業をする者にとってはいろいろ不安なことも多く、多方面でのサポートがあれば心強い」(美郷町)  
 「島根ではX部分の選択肢が少ないのがネック」「半Xの支援が必要」(邑南町、浜田市、吉賀町)  
 「もっと県外から移住者が増えるよう、働く場を設けることが大切」(吉賀町)



# 「半農半X」の意識調査結果③(平成27年調査)

- 所得水準や農業と半Xのバランスについては、実践者の満足度は低い状況。
- しかし、集落・自治会・周囲の住民との関わり（周囲の人間関係）については、移住前に比べ満足度が格段に向上。また、実践者のほとんどが、移住前よりも幸福感が増大。
- 実践者の多くが、地域との関わりを重要視。半農半Xの実践を通じて、地域貢献に寄与している事例もある。



**（実践者の声）**

「積極的に地域に関わり、存在をアピールすることが大切」(松江市)  
 「(より良い半農半Xのために)家族・地域・職場の理解と協力が必要」(邑南町)  
 「地元の方との関係が大切」(浜田市)「地域の人と仲良くする」(浜田市)「他人とのコミュニケーション能力が求められる」(浜田市)  
 「住んでいる場所で良好な人間関係を築く努力をすること」(浜田市)  
 「地域の農家同士の横のつながりが強力であり、機械の操作技術や営農実践例を教えてもらっている」(吉賀町)

**実践者も地域との関わりを重視**

**☆半農半Xの実践を通じた地域貢献☆**



【X = 酒造会社勤務の実践者】  
 地域の伝統産業である酒造会社で欠かせない戦力になっている

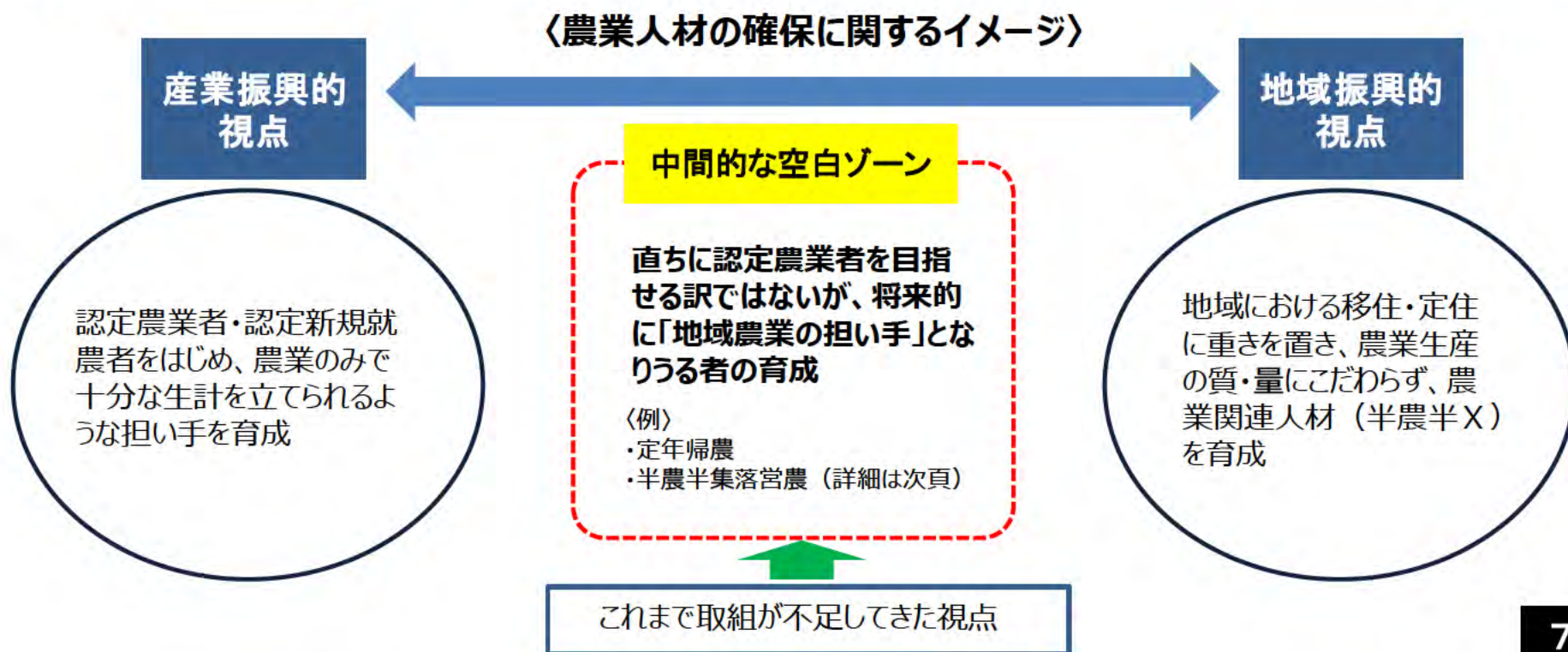
【中山間集落に家族で移住した実践者】  
 実践者が家族も含め移住することで、集落での草刈りなどの地域保全活動が活性化





## 半農半Xの総括と島根県における今後の取組方向

- 半農半Xは、地域の定住に一定の効果がある反面、農業施策としての効果は限定的。
- 当初、半農半Xの実践者が地域農業の担い手へステップアップする姿を思い描いていたが、実際にそうしたケースは2割以下。半農半X的な取組だけが増加しても、地域農業の維持・振興につながらず、最終的に定住・移住の気運も衰退。
- 島根県として、半農半Xの枠組みや支援は今後も維持するが、中心的な推進は地元の基礎自治体が担うべきもので、県農政としては「アフター半農半X」の戦略が迫られている。





# 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成

## 〈島根県が5年後に目指す姿〉

- ①地域が必要とする農業人材を25人/年以上確保
- ②担い手不在集落と近隣の担い手（集落営農組織等）が連携する取組を年30以上増加

約1,100の担い手不在集落の1/4（275集落）  
で担い手不在を解消

### 1. 地域が必要とする多様な人材の確保

#### ①担い手不在地域での経営継承支援

生産条件が不利な担い手不在地域で、親族等の経営を継承し、将来的に地域農業の担い手になることを条件として、営農活動を支援（当面は兼業可）。

→年間最大72万円を最長2年間交付（R2～）

#### ②集落営農の担い手確保

自らの経営（自営）と、集落営農に参画した収入で一定の所得を確保する場合、その活動を支援（半農半集落営農）。

→年間最大72万円を最長2年間交付（R2～）

#### ③県内在住の新規就農者確保

50歳以上の専門的な経営を目指す新規就農者への支援として、UIターンに限定してきた研修支援を、県内在住者にも拡大。

→年間最大72万円を最長1年間交付（R2～）

### 2. 集落営農の組織化・広域連携支援

集落営農組織への発展や、集落営農組織の核となる人材確保に向け、定年を機に集落営農オペレーター等として新たに従事する方への支援（50～65歳）。

→年間120万円を最長1年間を受入組織に交付（R2～）

### 3. 小規模な基盤整備と農地集積の促進

担い手不在集落での小規模なほ場対象の基盤整備事業の負担軽減や、国・県の担い手の農地集積に係る支援の活用を促進。

→農地をまとめて借りる認定農業者支援（2万円/10a）

→担い手不在地域の農地を借り受ける担い手へ支援  
（1.5万円/10a）